

事 務 連 絡
令和 6 年 5 月 31 日

各
〔 都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市
児 童 相 談 所 設 置 市 〕

障害保健福祉・児童福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室
こども家庭庁支援局障害児支援課

障害福祉分野における手続負担の軽減について
(運営指導（実地指導）関連文書関係)

平素より、障害福祉施策の推進につきまして御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

障害福祉分野における手続負担の軽減については、「障害福祉分野における手続負担の軽減について」（令和 6 年 4 月 12 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室、障害福祉課、こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）において、周知等をお願いしたところですが、同事務連絡中「1. 標準様式等の活用について」における「(3) 運営指導（実地指導）関連文書」について、新たに厚生労働省及びこども家庭庁のホームページに掲載いたしました。

標準様式等の活用は、障害福祉サービス等事業者の手続負担を軽減し、生産性の向上に資するものであることから、各都道府県等におかれましては、標準様式等の活用について積極的にご検討いただくとともに、貴管内の市町村、障害福祉サービス事業者等への周知等をお願いいたします。

なお、この事務連絡は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言として発出するものです。

記

(運営指導（実地指導）関連文書の掲載先)

厚生労働省 HP :

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000070789_00014.html

こども家庭庁 HP :

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei>

【担当】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室

TEL : 03-3595-2167(内線 3060、3067)

こども家庭庁支援局障害児支援課企画法令係

TEL : 03-6771-8030(代表)